

居宅介護支援重要事項説明書

ささゆりケアプラン

1 運営法人の概要

法人の名称	特定非営利活動法人 かながわ福祉保健学院
代 表 者 名	理事長 渡邊 靖
所在地・電話	神奈川県横浜市緑区長津田 6-11-22 045-989-2650

2 事業所の概要

事業所名	ささゆりケアプラン
所在地	横浜市緑区長津田町 2316 コウヤビル 307
指定事業所番号	1473301966
管理者	加藤 文代
連絡先	電話番号：045-507-3628 FAX番号：045-507-6535
事業の実施地域	横浜市緑区・青葉区
定義の目的に定めた 介護保険関連事業	認知症対応型通所介護 訪問介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防訪問介護

3 事業所の職員体制等

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)	
管理者 (兼務)	1	1	0	事業所の職員及び、業務の管理 居宅介護支援業務
介護支援専門員 (専従)	4	3	1	居宅介護支援業務

4 事業所営業時間

月曜日から金曜日まで	9:00 ~ 18:00
土・日・祝日及び12月29日から1月3日まで休業	

・24時間連絡できる体制を確保しています。

5 運営の目的と方針

居宅介護支援事業は要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。

その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、その置かれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

6 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等への連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプランを作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

7 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の 業務範囲外の内容	・ 救急車への同乗 ・ 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ・ 家事の代行業務 ・ 直接の身体介護 ・ 金銭管理
---------------------	--

8 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業所に求めることができます。
前6ヵ月間の ケアプランにおける 訪問介護等の利用割合	事業所が前6ヵ月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明しました。

9 利用者負担金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、基本的には、利用者の自己負担はありません。

10 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は_____ですが、やむを得ない理由で変更する場合は、事前に連絡致します。

11 事故発生時の対応

- ・ 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ・ 当事業所は、事項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。
- ・ 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行います。

1 2 秘密保持

- ・事業者の介護支援専門員および事業所に属する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・事業者は、利用者又は家族からの同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。

1 3 虐待防止の為の措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次に掲げる措置を講じます。

- ・事業所における虐待防止の為の低策を検討する委員会を定期的開催すると共にその結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ・事業所における虐待防止の為に指針を整備致します。
- ・事業所において、従業員に対し、虐待防止の為の研修を定期的な実地致します。
- ・事業所の担当者：加藤文代 (年1回以上)

1 4 業務継続に向けた取り組み

- ・感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定すると共に、当該計画に沿った研修及び訓練を実地します。

1 5 その他運営についての留意事項

事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとして、又、業務体制を整備します。

- ・採用時研修 採用後1か月以内
- ・事業所内研修
- ・外部研修（地域の連絡会）
- ・居宅介護事業所との合同事例連絡会

1 6 お客様へのお願い

- ・支援事業者が交付するサービス利用票、サービス提供明細書等は、お客様の介護に関する重要な書類なので、契約書、重要事項説明書と一緒に大切に保管してください。

1 7 相談窓口、苦情対応

- ① サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

お客様相談窓口	電話番号：045-989-2650 FAX番号：045-989-2652 担 当：堤 明彦 対応時間：午前9時から午後6時
---------	---

- ② 公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

横浜市緑区役所 高齢、障害支援課	所 在 地：横浜市緑区寺山町118 電話番号：045-930-2315 FAX番号：045-930-2310
横浜市青葉区役所 高齢・障害支援課	所 在 地：横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 電話番号：045-978-2479 FAX番号：045-978-2427
横浜市 健康福祉局 介護事業指導課	所 在 地：横浜市中区本町6-50-10 16階 電話番号：045-671-2356 FAX番号：045-550-3615 利用時間：午前9時から午後5時
神奈川県国民健康保険 団体連合（国保連） 介護保険部介護保険課 介護苦情相談課	所 在 地：横浜市西区楠町27-1 電話番号：045-329-3447 利用時間：午前8時30分～午後5時15分

利用料金

(1) 居宅介護支援費 (I) (地域区分 1 単位：11, 12円)

※介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。

取り扱い件数区分	料金 (単位数)	
	要介護 1・2	要介護 3～5
居宅介護支援 (i) ※介護支援専門員 1 人あたりの 利用者45件未満	12,076円/月 (1,086単位)	15,690円/月 (1,411単位)
居宅介護支援 (ii) ※介護支援専門員 1 人あたりの 利用者60件未満	6,049円/月 (544単位)	7,828円/月 (704単位)
居宅介護支援 (iii) ※介護支援専門員 1 人あたりの 利用者60件以上	3625円/月 (326単位)	4,692円/月 (422単位)

(2) 加算について

加算の種別	加算の条件	単位数
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算 (I)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	250単位
入院時情報連携加算 (II)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	200単位
イ) 退院・退所加算 (I) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位
ロ) 退院・退所加算 (I) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位
ハ) 退院・退所加算 (II) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600単位
ニ) 退院・退所加算 (II) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750単位
ホ) 退院・退所加算 (III)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診療を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算する。	50単位

(3) 加 算

特定事業所加算Ⅱ	421単位	4,681円
----------	-------	--------

(4) 減 算

減 算 名 称	料 金 (単位数)	算 定 要 件
運営基準 減算	所定単位数の50%で 算定	運営基準に沿った、適切な 居宅介護支援が提供できて いない場合
特定事業所集中 減算	1月につき200単位を 減算	正当な理由なく特定の事業 所に80%以上集中した場合 (指定訪問介護・指定通所 介護・指定地域密着型通所 介護・指定福祉用具貸与)
高齢者虐待防止措置未実施 減算	所定単位数の100分の1に 相当する単位数を 減算	虐待の発生又はその再発を 防止するための措置が講じ られていない場合